

オリエンテーション期間におけるビラの管理に関する東京大学教養学部学生自

治会と 2023 年度オリエンテーション委員会の確認書

東京大学教養学部学生自治会（以下、「学生自治会」という。）と 2023 年度東京大学教養学部オリエンテーション委員会（以下、「オリエンテーション委員会」という。）は、ビラ規則（以下、単に「規則」という。）第 2 条第 2 項に基づき、オリエンテーション期間中におけるビラ（規則が定める紙媒体による広報物をいう。以下同じ。）の管理委託の協約を以下の通り締結する。ただし規則第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、この確認書に特別の定めがある事項については、規則を適用する。

第 1 条 オリエンテーション委員会による駒場 I キャンパス内の教室へのビラ撒きの管理期間（以下「管理期間」という。）は令和 5 年 3 月 28 日から令和 5 年 4 月 30 日までとする。

第 2 条 学生自治会は、管理期間中の教室に放置されているビラの管理をオリエンテーション委員会に委託するものとする。

第 3 条 管理期間中のビラの管理責任は、オリエンテーション委員会が負うものとする。

第 4 条 オリエンテーション委員会は、ビラ撒きを行う個人及び団体に対し、毎週最終授業日の 4 限終了時までにはビラの回収を行うよう周知するとともに、4 限終了時に教室に放置されているビラに関しては、適正に回収及び処分を行うものとする。

第 5 条 オリエンテーション委員会による、ビラの管理の状態に問題がある場合、学生自治会はオリエンテーション委員会にこれの改善を求めることができる。

第 6 条 ビラ配布の条件は、規則第 3 条に準拠する。

第 7 条 管理期間中のビラの管理について、この確認書に定めのない事項については適宜協議して定める。学生自治会及びオリエンテーション委員会はこのために、可能な限りの情報を共有する。

第 8 条 オリエンテーションに参加する学生団体のビラ配布については、別途オリエンテーション委員会が定めるところによる。

以上の証拠として、学生自治会とオリエンテーション委員会はこの確認書に署名した。

令和5年2月20日

東京大学教養学部学生自治会 全権委員

2023年度東京大学教養学部オリエンテーション委員会 全権委員